

# Press Release

平成 29 年 6 月 28 日  
日本公認会計士協会

## 「税制の在り方に関する提言」及び 「平成 30 年度 税制改正意見・要望書」の公表について

日本公認会計士協会は、平成 29 年 6 月 13 日に開催されました常務理事会の承認を受けて「税制の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）及び「平成 30 年度 税制改正意見・要望書」（以下「税制改正要望書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。

昨年度より、昨今の社会情勢の中からその問題点を見出し、政策手段の一つとして、税制はどうあるべきかという観点から、今後の税制改正の方向性や在り方について、日本公認会計士協会としてふさわしい提言を積極的に行っていくために、既存の税制改正要望書とは別に、提言を策定しました。税制改正要望書と提言の位置づけとしましては、税制改正要望書は、主として現行税制の問題等に関する意見・要望である一方、提言は、我が国が抱えている社会的問題への対策について、税制の観点から提言を行うものであり、当該提言による税制の新設・変更等により、その社会的問題の解決の一助となり得るものと位置づけられます。

提言は、Ⅰ「企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化について」、Ⅱ「社会・経済構造の変化、少子高齢化などの課題への対応について」及びⅢ「世代間の資産偏在の是正について」の 3 項目に区分し、Ⅰにおいて、IFRS（国際財務報告基準）適用企業の税負担及び BEPS プロジェクトの合意事項の実施、Ⅱにおいて、子育て費用に関する税額控除等の創設、世帯単位課税の導入、Ⅲにおいて相続税、贈与税及び所得税について、それぞれ具体的に提言しています。

一方で、税制改正要望書は、税制の構造的問題（フレームワーク）に関する要望・意見である「政策的要望」と税制の各個別規定に関する要望・意見である「個別的要望」に区別し、「政策的要望」において、1. 「法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について」、2. 「事業承継支援税制について」、3. 「消費税の低所得者対策（軽減税率制度など）及びインボイス制度について」及び 4. 「納税環境整備等について」の 4 項目に区分し、「税の中立性の原則に立脚し、IFRS 普及の妨げにならないよう必要な法人税法改正を行うこと」をはじめとする合計 10 項目の具体的な意見・要望を行っています。また、「個別的要望」は、税目ごとに合計 56 項目の意見・要望を行っています。

なお、今年度の特に重要な要望事項として、提言においては「相続税・贈与税について」、税制改正要望書においては「我が国の新しい収益認識に関する会計基準と統合的な税制を整備すること」について、以下のとおり要望しております。

## 【提言】

### Ⅲ 1. 「相続税・贈与税について」

平成 25 年度税制改正によって、平成 27 年以降の相続から、基礎控除の引下げ、富裕層の負担を強化するための税率構造の見直し等の改正が行われたが、資産再分配機能の回復の程度を引き続き注視していくべきである。また、高齢者世帯の資産貯蓄に対して、おおむね公費で賄われている社会保障給付が寄与する部分があることを勘案すると、相続財産を親族に移転するのみならず、社会に還元することも次世代の機会平等や世代内の公平の確保に資する。このような観点から、いわゆる遺贈寄付等、社会への具体的な還元方法の検討を行うべきである。

贈与税については、これまで相続税の補完税として、高い税負担水準が設定されてきたが、その一方で、平成 15 年創設の相続時精算課税や、教育資金、結婚子育て資金の一括贈与等、特定の贈与に対する近年の時限措置によって、資産の移転を促進しようとする動きもある。しかしながら、これらの時限措置はいずれも親族間の資産移転を前提にしたものであり、また、幾つもの複雑な時限措置が設けられた状況は、納税者にとって理解しづらいものであり、税の三原則の一つである「簡素」の観点から望ましい状況にない。

また、我が国において高齢化は相当程度の勢いで進んでおり、相続が発生したとしてもいわゆる「老々相続」といった状況が多々生じており、例えば 90 代の親が 70 代の子供に相続をするといった例が増えてきている。これにより、消費の活発な若者世代にはお金が回らないばかりでなく、軽くない年金保険料の負担等が問題となっている。これらの構造を抜本的に是正するためには、相続税の補完税としての贈与税の位置付けを見直し、相続という時期だけでなく、それ以前の時期においても積極的に若者世代への贈与を推進できるような構造変革が必要であると考え。具体的には、単純に相続税を増税する一方で、贈与税率を低くし、例えば特に若者世代への贈与税の負担を下げることによって資産の偏在解消に相当程度の効果が予想される。贈与に関してはなるべく規制を設けず、若年層が受け取った資金を自由に使えるようにするなど、発想の転換も含めて検討すべきである。

## 【税制改正要望書】

### I 1 (2). 「我が国の新しい収益認識に関する会計基準と統合的な税制を整備すること」

企業会計基準委員会は、近年、IFRS（国際財務報告基準）へのコンバージェンスの流れにおいて、我が国の会計基準の体系の整備・高品質化、企業間の財務諸表の比較可能性の向上、

企業により開示される情報の充実を目的に、平成 28 年 2 月に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集」（以下「意見募集」という）を公表し、そこで検討された「収益認識に関する包括的な会計基準」（以下「新収益認識基準」という。）は個別財務諸表にも適用されることが予定されている。そして、「意見募集」では、「新収益認識基準」を導入した場合に重要な影響を受ける可能性がある多様な論点が挙げられているが、その中には現在の法人税実務と関連があると想定される事項も含まれている。

したがって、「新収益認識基準」の内容が確定し、適用時期が定められた場合には、納税者の予測可能性や事務負担軽減の観点から、これまで新たな会計基準が導入されたときの措置と同様に、「新収益認識基準」についても、会計基準と統合的な規定を法人税法において創設、整備されることとされたい。

また、「新収益認識基準」は、消費税等他の税目についても影響が及ぶことが考えられるため、これらについても併せて配慮されたい。

以 上